

長寿医療保険料の計算例

年額(単位:円)

2008年度の料率・税率による

長寿医療が実施され保険料がどう変わるかを示しました。たとえば、1人世帯で年金収入201万円の方は、年間5,500円の負担減となります。

年金収入	1人世帯			2人世帯		
	長寿医療	国保(参考)	国保との差額	長寿医療	国保(参考)	国保との差額
168万円	11,300	21,600	-10,300	夫 11,300 妻 11,300 計 22,600	31,000	-8,400
173万円	33,500	45,300	-11,800	夫 22,100 妻 18,900 計 41,000	45,200	-4,200
193万円	43,300	55,300	-12,000	夫 43,300 妻 30,200 計 73,500	78,700	-5,200
全国平均 201万円	53,800	59,300	-5,500	夫 53,800 妻 30,200 計 84,000	82,700	1,300
208万円	64,800	62,800	2,000	夫 57,300 妻 30,200 計 87,500	86,200	1,300
東京都平均 221万円	82,400	69,300	13,100	夫 74,800 妻 30,200 計 105,000	92,700	12,300
329万円	153,200	123,300	29,900	夫 153,200 妻 37,800 計 191,000	146,700	44,300

2人世帯の収入は、夫の年金収入を基準に、妻は年金収入120万円で計算しました(障害年金、遺族年金は除く)。年金収入208万円以下の世帯には、所得割について東京都の独自軽減を適用しています。

75歳以上で、会社等の健康保険に被保険者本人として加入されていた方へ

長寿医療制度に加入後、74歳以下の被扶養者の方については、国民健康保険に加入する手続きが必要です。

健康保険等の資格喪失証明書、印かん、運転免許証などをお持ち下さい。

申請により国保税の減免が受けられます。2年間、所得割なし、均等割・平等割の半額が減免されます。なお介護分は対象となりません。

税申告で被扶養の届けがない方、障害・遺族年金収入のみの方、または未申告の方へ

未申告ですと保険料(税)の軽減ができませんので長寿医療・国保の加入者は、市税申告または簡易申告をお願いします。

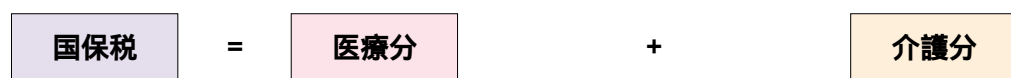
国民健康保険税の計算方法等が変更されました

長寿医療制度の開始にともなう変更です

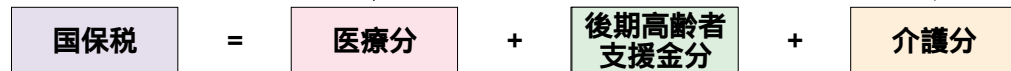
課税限度額を除き、国民健康保険税(国保税)の税率の引き上げは行われませんが、下記のとおり、計算方法が変更になりました。2007年度までは、保険医療費をまかなう医療分と介護納付金(40歳~64歳の方)の合計額を国保税として納税していただきましたが、2008年度から、74歳以下の国保加入者は、国保税の一部を「後期高齢者支援金」として負担し、会社等の健康保険の加入者と一緒に、長寿医療制度を支えることになりました。

このため、いままでの国保税のうち医療分から後期高齢者支援金分を分け、介護納付金と合わせて、国保税として納税していただくこととなりました。国保税は世帯主にかかります。

2007年度まで



2008年度から



用語の説明

- 所得割 加入者個々の前年所得に対し、税率をかけて算定します。
- 均等割 加入者一人当たりで算定します。
- 平等割 1世帯当たりで算定します。
- 介護分 40~64歳までの介護保険の2号被保険者の方が対象となります。
- 課税限度額 所得割・均等割・平等割の合計額の上限額

税率税額の変更内容

区分	2007年度(年額)		2008年度(年額)		
	医療分	介護分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	5%	1.05%	3.73%	1.27%	1.05%
均等割	23,400円	7,500円	17,400円	6,000円	7,500円
平等割	12,000円	3,000円	9,000円	3,000円	3,000円
課税限度額	530,000円	80,000円	470,000円	120,000円	90,000円

国民健康保険の今後の予定

保険証・国保税の通知を送付します

- 7月上旬 納税通知書
特別徴収開始通知書
(年間の保険税をお知らせします)
- 7月下旬 高齢受給者証
(70歳以上75歳未満の方全員)
- 1月下旬 国保税納付済額通知

国保税の納期と納め方

10月から年金天引きが始まります

年金天引きの方

- 7月 8月 9月 納付書・口座振替
- 10月 12月 2月 年金天引き

納付書・口座振替の方(年8回)

- 7月 8月 9月 10月
- 11月 12月 1月 2月

支払い方法は納税通知書でご確認下さい。

お問い合わせは保険年金課 長寿医療(後期高齢者医療)制度については☎724・2144へ、国民健康保険の加入・課税については☎724・2124へ、国保税・保険料の納付相談は☎724・2125へ。

東京都後期高齢者医療広域連合のホームページ「東京いきいきネット(<http://www.tokyo-ikiiki.net/>)」でも情報提供を行っています。